



秋田県公報

目 次

ページ

告 示

○皆伐面積の限度(二六〇・森林整備課)……………1

告 示

秋田県告示第二百六十号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)を次のとおり公表する。

平成二十年六月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

水 沢 川	三三三・七九	八四・〇〇	八峰町	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)	所在市町村	
					水源かん養保安林(ヘクタール)	土砂流出防備保安林(ヘクタール)	鹿角市、小坂町
米代川上流	一、五八八・四六	七三・六二	町	米代川中流	一、七四一・四〇	二一七・九二	大館市、北秋田市
阿 仁 川	一、四五六・四三	九八・七三	小北秋田市、上阿仁村	米代川下流	七二四・六八	八三・二二	町 能代市、藤里

三種川	五三・三〇	三三・二〇	三種町	馬場目川	二四五・七四	七・六〇	湯上市、五城目町、井川町
男鹿地区	四・八四	七・一〇	男鹿市	太平川	一九五・二五	五・七〇	秋田市
雄物川下流	五六〇・四九	六九・四八	秋田市、大仙市	玉 川	一、二〇四・〇八	九八・三〇	仙北市
川 口 川	二二二・〇二	三二・九七	大仙市、美郷町	平鹿地区	四六二・一〇	五九・五五	横手市
皆 瀬 川	五一〇・六八	一六八・九三	湯沢市、横手市、東成瀬村	雄物川上流	七二三・六五	一一八・八四	湯沢市、羽後町
子吉川下流	一九六・九六	五〇・一四	由利本荘市	子吉川上流	五六三・四〇	九四・六四	由利本荘市、羽後町
白 雪 川	一八六・六九	八・三〇	由利本荘市、にかほ市	同一の単位とされる保安林(残存許容限度)(ヘクタール)			所在市町村
八 峰 飛砂防備保安林		九・二二	八峰町	能 代	一七・六二		能代市
三 種		〇・四〇	三種町	男 鹿	一・九〇		男鹿市
秋 瀨 川		一・〇四	秋田市、湯上市	秋 瀨 川			

秋田南飛砂防備保安林	二三・三八		秋田市	由利本荘	六・八八		由利本荘市
にかほ	〇・一〇		にかほ市	八 峰 飛砂防備保安林	〇・九六		八峰町
三 種	〇・二四		三種町	男 鹿	一一・四六		男鹿市
秋 田 南	〇・六二		秋田市	米代川上流干害防備保安林	〇・六四		鹿角市
米代川中流	二三・四二		大館市、北秋田市	阿 仁 川	一・八二		北秋田市
米代川下流	〇・九六		藤里町	三 種 川	三二・四二		三種町
馬場目川	四〇・五二		湯上市、井川町	男鹿地区	一・二〇		男鹿市
太平川	一・〇〇		秋田市	雄物川下流	七・九〇		秋田市、大仙市
玉 川	四・七四		仙北市	川 口 川	三・二六		大仙市、美郷町
平鹿地区	二・五六		横手市	皆 瀬 川	七・〇〇		湯沢市、東成瀬村

五 城 目 〃	本 荘 〃	皆 瀬 〃	田 沢 湖 〃	角 館 〃	河 辺 〃	秋 田 保 健 保 安 林	白 雪 川 〃	子 吉 川 上 流 〃	子 吉 川 下 流 〃	雄 物 川 上 流 干 害 防 備 保 安 林
二・三八	〇・二〇	〇・二八	二・五八	〇・六四	〇・六二	七・六四	二・九四	二・三四	一・九六	三・五八
五 城 目 町	由 利 本 荘 市	湯 沢 市	仙 北 市	仙 北 市	秋 田 市	秋 田 市	に か ほ 市	由 利 本 荘 市	由 利 本 荘 市	湯 沢 市

発行者 秋 田 県

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田株式会社
 電話(86)八七六六
 E-mail:matsubarara@matsubararansatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄